

藤沢市市民農園事業運営要綱

平成25年2月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成25年7月1日
改正 平成26年2月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成27年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成31年1月1日
改正 令和元年10月1日
改正 令和3年4月1日
改正 令和3年12月1日
改正 令和4年4月1日
改正 令和4年7月1日
改正 令和5年4月1日
改正 令和6年6月1日
改正 令和6年7月1日
改正 令和6年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して自然と触れ合うとともに、心身の健康の保持増進を図ることを目的に本市が行う市民農園（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号。)第2条第2項に規定する特定農地貸付けの用に供するため、本市が使用する権利を有する農地をいう。以下同じ。）の貸付けの実施、運営、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体等)

第2条 市民農園（以下「農園」という。）の貸付けは、藤沢市が実施する。

2 農園の貸付けを受けることができるのは、市内に在住している者とする。

(賃貸借契約)

第3条 市長は、農園を設置する農地について、土地賃貸借契約書により当該農地の所有者と農園の賃貸借契約を締結する。

(名称及び所在地)

第4条 農園の名称及び所在地は、別表1に定めるとおりとする。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、第8条第1項の貸付期間の開始の前に行うものとする。ただし、区画に空きが発生した場合は、随時募集を行うことができる。

2 前項の募集は、市広報紙等による一般公募とする。

(貸付申込み等)

第6条 農園の貸付けを受けようとする者は、住所、氏名、生年月日、希望農園番号、希望区画番号その他必要事項を記入した申込書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認に当たっては、同一世帯に既に農園の貸付けを受け、又は同時に同項の承認を受ける者がいないことをその要件とする。ただし、前条第1項ただし書の随時募集の場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の申込書を受理したときは、農園の貸付けを承認する者を決定し、その旨を市民農園貸付承認通知書(第1号様式)により当該農園の貸付けを承認することを決定した者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項に規定する決定にあたっては、前条第1項ただし書の随時募集の場合を除き、同一世帯に既に農園の貸付けを受け、又は同時に第1項の承認を受ける者がいないことを確認するものとする。
- 5 第3項の通知を受けた者は、速やかに市長に市民農園借受誓約書(第2号様式)を提出しなければならない。
- 6 第1項の申込書を提出した者の数が募集した数を上回った場合は、市長が抽選により農園の貸付けを承認する者を決定する。
- 7 農園の貸付けの承認を受けた者(以下「借受者」という。)が貸付期間の途中で当該農園の貸付けを廃止しようとするときは、廃止しようとする日の10日前までに市民農園貸付廃止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸付区画)

第7条 貸付けに供する農園の区画は1世帯につき1区画とする。ただし、区画に空きがある場合は、この限りでない。

- 2 前項の農園1区画の面積は、20平方メートルとする。

(貸付期間)

第8条 農園の貸付期間は、4月1日から翌々年度の2月末日までとする。ただし、市長が貸付期間中に当該農園を廃止したときは、当該農園を廃止した日までとする。

- 2 前項の貸付期間を開始する年度は、農園ごとに市長が定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第5条第1項の随時募集の場合の貸付期間は当該随時募集に係る申込みに対し承認をした貸付期間とする。

(貸付料)

第9条 貸付料は、4月1日から翌々年度の2月末日まで42,000円とし、3で除した額14,000円を年度ごと5月31日までに納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から農園を貸し付ける場合の貸付料及び年度ごとに納入する貸付料の額は別表2に定めるとおりとする。この場合における初年度の貸付料の納入は、貸付期間の初日が月の初日であるときはその翌月の末日までに、貸付期間の初日が月の初日以外の日であるときはその月の翌々月の末日までに行うものとする。
- 3 納入された貸付料は原則として返還しない。ただし、天災等の借受者の責に帰すべきことができない事由によって農園の利用ができなくなった場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定に基づき借受料の返還を行う場合の返還額は、20平方メートルあたり1,200円に当該年度の貸付けをした月数(貸付の開始日が月の初日以外の日であった場合のその月及び貸付を終了した月は、利用した月数に含まないものとする。)を乗じた額と、すでに納入された当該年度の貸付料との差額とする。

- 5 農園を利用するために要する種苗、肥料、水、農機具等は、借受者の負担とする。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が相当な理由があると認めるときは、貸付料を減額または免除することができる。

(貸付料の減額)

第10条 前条第6項の規定により貸付料を減額する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 借受者の年齢が70歳以上の場合（貸付開始年度中に70歳になる場合を含む。）は、貸付料の3割に相当する額を減額する。
- (2) 借受者が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳(以下「障がい者手帳」という。)を有している場合は、貸付料の3割に相当する額を減額する。
- 2 前項第1号及び第2号の場合、貸付料は4月1日から翌々年度の2月末日まで29,400円とし、3で除した額9,800円を年度ごと5月31日までに納入するものとする。
- 3 ただし第1項第1号及び第2号の減額の併用は行わないものとし、第1項第1号の対象として減額する。
- 4 第1項に規定する減額の対象となる者に係る年度の途中から農園を貸し付ける場合の貸付料及び年度ごとに納入する貸付料の額は、別表3に定めるとおりとする。
- 5 第1項に規定する減額の対象となる者について前条第3項ただし書の規定に基づき借受料の返還を行う場合においては、同条第4項中「1,200円」とあるのは「840円」とする。

(貸付料の減額申請)

第11条 前条の規定により貸付料の減額を受ける者は第6条第5項の規定に基づき市民農園借受誓約書(第2号様式)の提出の際に前条第1項第1号の減額対象者は次に掲げる本人確認のいずれか1点の写しと、市民農園貸付料減額申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、本人確認となるものを有していない場合は住民票の写しを提出することとする。

- (1) 運転免許証(運転経歴証明書)
- (2) 健康保険証
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) パスポート
- (5) 国民年金手帳
- (6) 在留カード
- (7) マイナンバーカード(個人番号カード)(表面のみ)
- 2 前条第1項第2号の減額対象者は障がい者手帳の写しと市民農園貸付料減額申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市民農園借受誓約書(第2号様式)と同封されていない場合は減額を行わないこととする。
- 3 市長は、第1項又は第2項の申請書が提出されたときは、貸付料の減額を受けることについての適否を決定し、その旨を市民農園貸付料減額決定通知書(第4号様式の2)により当該申請者に通知するものとする。

(権利)

第12条 農園には、農園利用において使用収益権以外の権利が設定されないものとする。

(禁止事項)

第13条 借受者は、農園の利用に当たり次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一切の建物及び工作物を設置すること。
- (2) 農園を営利の目的に利用すること。

- (3) 区画を第三者に転貸すること。
- (4) 農園及び区画内にごみ、汚物を捨てる若しくは放置すること。
- (5) 農園周辺のごみ集積場等に農園で出たごみを捨てること。
- (6) 野菜等の栽培以外の用途に使用すること。
- (7) 火気を使用すること。
- (8) 作物栽培に必要としない物の搬入又は耕土の搬出をすること。
- (9) 区画の形状を変え、承認された区画以外の区画に立ち入り、又は他の利用者や近隣の住民に迷惑を及ぼすこと。
- (10) 永年性や多年草の植物を栽培すること。
- (11) その他農園の趣旨に反すること。
- (12) 自動車で来園すること。

(栽培作物)

第14条 農園に栽培する作物は、第8条に定める貸付期間内に栽培が完了するものとする。

(利用の取消)

第15条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの承認を取り消すものとする。

- (1) 借受者が市民農園貸付廃止届(第3号様式)を提出したとき。
- (2) 市長が第13条各号に規定する禁止事項に該当する行為を中止するよう指導したにもかかわらず、是正がみられないとき。
- (3) 正当な理由なく、3か月以上貸付区画の除草等の適切な維持管理をしないとき又は農園の管理を放棄したと認められるとき。
- (4) 貸付料を支払わないとき。
- (5) 天災等により農園の利用ができなくなったとき。
- (6) 当該農地の所有者と農園の賃貸借契約の継続ができなくなったとき。
- (7) その他市長が特別の事情があると認めたとき。
- (8) 利用継続の意向確認ができないとき。
- (9) 申込み内容に虚偽があることが発覚したとき。

2 市長は、前項第2号から第9号の規定により貸付けの承認を取り消すときは、貸付けの承認を取り消す者に対し、市民農園貸付承認取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 前項第2号から第4号、第7号、第9号の規定により貸付けの承認を取り消された者に対しては、承認を取り消された日より3年を超えない範囲を上限に市民農園の貸付けの承認をしないものとする。

(返還)

第16条 借受者は、第8条に規定する貸付期間が終了するとき、又は前条の規定により貸付けの承認を取り消されたときは、速やかに農園を原状に復さなければならない。

2 前項に規定の義務を履行しない場合は、栽培物等を放棄したものとみなし、これを市長が自由に処分しても一切の異議申立てはできないものとする。

(損害賠償及び損失の補償)

第17条 借受者は、自己の責めに帰すべき理由により農園を棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、農園の廃止又は第15条の規定による貸付けの承認の取消しにより生じた損害については、いか

なる補償もしない。

3 市長は、天災地変、病虫害、盗難等による作物の損害及び農園内の事故に対しては、補償の義務を負わないものとする。

(代替請求の不对応)

第18条 農園の代替請求には、応じないものとする。

(農園の維持・管理等)

第19条 市長は、農園の適切な維持・管理及び運営をするため借受者に対する指導を行うものとし、必要に応じて、区画内に立ち入ることができるものとする。

(農園の環境整備等)

第20条 農園の利用に当たっては、農園の環境の整備及び保全のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受者が貸付けを受けている区画や使用した施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、ごみを持ち帰る等他の借受者と協力し、環境の整備及び保全に努めること。
- (2) 収穫後の茎葉については、借受者が貸付けを受けている区画の土中に埋め込む等適切に処分すること。
- (3) 隣接する区画の借受者等とは、常に友好関係の維持に努めること。

(所管)

第21条 農園に関する事務は、都市整備部公園課において行う。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、農園運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第23条 市長は、農園利用について必要が生じたときは、土地の所有者とその都度協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

【別表 1】

| 市民農園番号 | 市民農園所在地 | 市民農園番号 | 市民農園所在地 |
|--------|--------------------|--------|---------------------|
| 第 1 号 | 平成 26 年 3 月 31 日廃止 | 第 16 号 | 辻堂五丁目 7261 番 1 |
| 第 2 号 | 平成 26 年 3 月 31 日廃止 | 第 17 号 | 辻堂新町三丁目 3608 番 4 |
| 第 3 号 | 本鵜沼五丁目 3350 番 | 第 18 号 | 鵜沼松が岡五丁目 6307 番 1 |
| 第 4 号 | 平成 28 年 3 月 31 日廃止 | 第 19 号 | 羽鳥五丁目 766 番 2 |
| 第 5 号 | 宮前 621 番 | 第 20 号 | 鵜沼桜が岡三丁目 6075 番 2 |
| 第 6 号 | 辻堂新町三丁目 3681 番 | 第 21 号 | 令和 5 年 3 月 31 日廃止 |
| 第 7 号 | 平成 28 年 3 月 31 日廃止 | 第 22 号 | 亀井野二丁目 35 番 4 |
| 第 8 号 | 石川四丁目 37 番 8 | 第 23 号 | 湘南台二丁目 25 番 16 |
| 第 9 号 | 平成 26 年 4 月 30 日廃止 | 第 24 号 | 円行字上河内 1867 番 |
| 第 10 号 | 平成 27 年 3 月 31 日廃止 | 第 25 号 | 平成 27 年 12 月 31 日廃止 |
| 第 11 号 | 下土棚 205 番 | 第 26 号 | 円行一丁目 6 番 4 |
| 第 12 号 | 令和 4 年 3 月 31 日廃止 | 第 27 号 | 遠藤字永山 731 番 6 |
| 第 13 号 | 鵜沼海岸五丁目 4332 番 | 第 28 号 | 平成 29 年 3 月 31 日廃止 |
| 第 14 号 | 令和 6 年 5 月 31 日廃止 | 第 29 号 | 平成 29 年 3 月 31 日廃止 |
| 第 15 号 | 令和 4 年 6 月 30 日廃止 | | |

【別表2】貸付区画が20㎡の場合の貸付料

| 利用開始月 ※毎月1日まで | 利用 月数 | 1年度目 | 2年度目 | 3年度目 | 計 | |
|------------------|----------|------|--------|--------|--------|--------|
| 1年度目 | 4月 | 35 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 42,000 |
| | 5月 | 34 | 12,800 | 14,000 | 14,000 | 40,800 |
| | 6月 | 33 | 11,600 | 14,000 | 14,000 | 39,600 |
| | 7月 | 32 | 10,400 | 14,000 | 14,000 | 38,400 |
| | 8月 | 31 | 9,200 | 14,000 | 14,000 | 37,200 |
| | 9月 | 30 | 8,000 | 14,000 | 14,000 | 36,000 |
| | 10月 | 29 | 6,800 | 14,000 | 14,000 | 34,800 |
| | 11月 | 28 | 5,600 | 14,000 | 14,000 | 33,600 |
| | 12月 | 27 | 4,400 | 14,000 | 14,000 | 32,400 |
| | 1月 | 26 | 3,200 | 14,000 | 14,000 | 31,200 |
| | 2月 | 25 | 2,000 | 14,000 | 14,000 | 30,000 |
| | 3月 | 24 | 800 | 14,000 | 14,000 | 28,800 |
| 2年度目 | 4月 | 23 | - | 14,000 | 13,600 | 27,600 |
| | 5月 | 22 | - | 12,800 | 13,600 | 26,400 |
| | 6月 | 21 | - | 11,600 | 13,600 | 25,200 |
| | 7月 | 20 | - | 10,400 | 13,600 | 24,000 |
| | 8月 | 19 | - | 9,200 | 13,600 | 22,800 |
| | 9月 | 18 | - | 8,000 | 13,600 | 21,600 |
| | 10月 | 17 | - | 6,800 | 13,600 | 20,400 |
| | 11月 | 16 | - | 5,600 | 13,600 | 19,200 |
| | 12月 | 15 | - | 4,400 | 13,600 | 18,000 |
| | 1月 | 14 | - | 3,200 | 13,600 | 16,800 |
| | 2月 | 13 | - | 2,000 | 13,600 | 15,600 |
| | 3月 | 12 | - | 800 | 13,600 | 14,400 |
| 3年度目 | 4月 | 11 | - | - | 13,200 | 13,200 |
| | 5月 | 10 | - | - | 12,000 | 12,000 |
| | 6月 | 9 | - | - | 10,800 | 10,800 |
| | 7月 | 8 | - | - | 9,600 | 9,600 |
| | 8月 | 7 | - | - | 8,400 | 8,400 |
| | 9月 | 6 | - | - | 7,200 | 7,200 |
| | 10月 | 5 | - | - | 6,000 | 6,000 |
| | 11月 | 4 | - | - | 4,800 | 4,800 |
| | 12月 | 3 | - | - | 3,600 | 3,600 |
| | 1月 | 2 | - | - | 2,400 | 2,400 |
| 2月 | 1 | - | - | 1,200 | 1,200 | |

【別表3】貸付区画が20㎡の場合の貸付料 3割減額適用

| 利用開始月 ※毎月1日まで | 利用 月数 | 1年度目 | 2年度目 | 3年度目 | 計 | |
|------------------|----------|------|-------|-------|-------|--------|
| 1年度目 | 4月 | 35 | 9,800 | 9,800 | 9,800 | 29,400 |
| | 5月 | 34 | 8,960 | 9,800 | 9,800 | 28,560 |
| | 6月 | 33 | 8,120 | 9,800 | 9,800 | 27,720 |
| | 7月 | 32 | 7,280 | 9,800 | 9,800 | 26,880 |
| | 8月 | 31 | 6,440 | 9,800 | 9,800 | 26,040 |
| | 9月 | 30 | 5,600 | 9,800 | 9,800 | 25,200 |
| | 10月 | 29 | 4,760 | 9,800 | 9,800 | 24,360 |
| | 11月 | 28 | 3,920 | 9,800 | 9,800 | 23,520 |
| | 12月 | 27 | 3,080 | 9,800 | 9,800 | 22,680 |
| | 1月 | 26 | 2,240 | 9,800 | 9,800 | 21,840 |
| | 2月 | 25 | 1,400 | 9,800 | 9,800 | 21,000 |
| | 3月 | 24 | 560 | 9,800 | 9,800 | 20,160 |
| 2年度目 | 4月 | 23 | - | 9,800 | 9,520 | 19,320 |
| | 5月 | 22 | - | 8,960 | 9,520 | 18,480 |
| | 6月 | 21 | - | 8,120 | 9,520 | 17,640 |
| | 7月 | 20 | - | 7,280 | 9,520 | 16,800 |
| | 8月 | 19 | - | 6,440 | 9,520 | 15,960 |
| | 9月 | 18 | - | 5,600 | 9,520 | 15,120 |
| | 10月 | 17 | - | 4,760 | 9,520 | 14,280 |
| | 11月 | 16 | - | 3,920 | 9,520 | 13,440 |
| | 12月 | 15 | - | 3,080 | 9,520 | 12,600 |
| | 1月 | 14 | - | 2,240 | 9,520 | 11,760 |
| | 2月 | 13 | - | 1,400 | 9,520 | 10,920 |
| | 3月 | 12 | - | 560 | 9,520 | 10,080 |
| 3年度目 | 4月 | 11 | - | - | 9,240 | 9,240 |
| | 5月 | 10 | - | - | 8,400 | 8,400 |
| | 6月 | 9 | - | - | 7,560 | 7,560 |
| | 7月 | 8 | - | - | 6,720 | 6,720 |
| | 8月 | 7 | - | - | 5,880 | 5,880 |
| | 9月 | 6 | - | - | 5,040 | 5,040 |
| | 10月 | 5 | - | - | 4,200 | 4,200 |
| | 11月 | 4 | - | - | 3,360 | 3,360 |
| | 12月 | 3 | - | - | 2,520 | 2,520 |
| | 1月 | 2 | - | - | 1,680 | 1,680 |
| | 2月 | 1 | - | - | 840 | 840 |

第1号様式（第6条第3項関係）

市民農園貸付承認通知書

年 月 日

様

藤沢市長

申し込みのありました市民農園の貸付について、次のとおり承認します。

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 市民農園所在地 | |
| 市民農園名称 | 第 号 |
| 貸付区画番号 | 番 |
| 貸付期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 貸付条件 | 藤沢市市民農園事業運営要綱の規定を遵守して市民農園を借受すること。 |

第2号様式（第6条第5項関係）

市民農園借受誓約書

私は 第 号 市民農園の 区画 を借受けするにあたり、次の事項について遵守することを誓約いたします。

- ・市民農園貸付料は期限内に遅延なく納入します。
- ・貸付区画は適切に管理します。
- ・貸付区画以外の場所に農作物等を植えることや農具等を置くことはしません。
- ・市民農園内にゴミは放置せず持ち帰り、適切な処理を行います。
- ・利用を廃止する場合は貸付区画を原状に復し、市民農園貸付廃止届を提出します。
- ・貸付区画を第三者に転貸しません。また、名義貸しもしません。
- ・市民農園を営利目的で使用しません。
- ・市民農園内に工作物を設置しません。
- ・市民農園内で起きたトラブル等の責任を市は負わないことを了承します。
- ・土地所有者の都合等により農園として利用できなくなった場合には速やかに借り受けている土地を原状に復し返却します。
- ・上記の内容が守れず、市から貸付の承認を取り消されても異義ありません。

※期日までに誓約書の提出がない場合及び誓約書に記載した内容が守られていないと判断した場合は、市民農園の貸付を中止しますので、利用にあたっては、十分ご注意ください。

年 月 日

住所

.....

氏名

.....

第3号様式（第6条第7項関係）

市民農園貸付廃止届

年 月 日

（あて先）藤沢市長

住所

氏名

| | |
|-----------|-------|
| 利用を廃止する理由 | |
| 利用農園番号 | 第 号 |
| 利用区画番号 | 番 |
| 利用廃止年月日 | 年 月 日 |

第4号様式（第11条関係）

市民農園貸付料減額申請書

年 月 日

藤沢市長

住所
 申請者 氏名
 生年月日 年 月 日

市民農園の貸付料の減額について、次のとおり申請します。

| | |
|---|--|
| 市民農園番号 | 第 号 |
| 貸付区画番号 | 番 |
| 減額事由 (該当するものにチェックを記入) ※どちらにも該当する方は 70歳以上にチェックを記入して下さい。 | <input type="checkbox"/> 70歳以上である <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、精神障がい保健福祉手帳又は療育手帳を有している |
| 〔70歳以上である方〕 送付書類（写し） (該当するものにチェックを記入) | <input type="checkbox"/> 運転免許証（運転経歴証明書） <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（個人番号カード） （表面のみ） <input type="checkbox"/> 住民票(住所、氏名、生年月日が確認できるもの) |
| 〔障がい者手帳を有している方〕 送付書類（写し） (該当するものにチェックを記入) | <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 |

第4号様式の2（第11条第3項関係）

市民農園貸付料減額決定通知書

年 月 日

様

藤沢市長

市民農園の貸付料の減額について、次のとおり決定します。

| | | |
|------------------|-----------------------------------|--|
| 決定区分 | <input type="checkbox"/> 減額適用 | <input type="checkbox"/> 減額適用外 |
| 減額事由 | <input type="checkbox"/> 70歳以上である | <input type="checkbox"/> 障がい者等手帳を有している |
| 市民農園所在地 | | |
| 市民農園名称 | 第 号 | |
| 貸付区画番号 | 番 | |
| 貸付期間 (減額適用期間) | 年 月 日から 年 月 日まで | |

第5号様式（第15条第2項関係）

市民農園貸付承認取消通知書

年 月 日

様

藤沢市長

次の市民農園について、貸付の承認を取り消します。

| | |
|---------|-------|
| 市民農園所在地 | |
| 市民農園名称 | 第 号 |
| 貸付区画番号 | 番 |
| 貸付承認取消日 | 年 月 日 |
| 取消理由 | |